

徳 島 県 報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第476号 令和4年7月12日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

462 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づ 環境管理課

く特定施設の設置の許可の申請があった件

【教育委員会規則】

番 号 担当課名

3 教育職員免許に関する規則の一部を改正す

る規則

【教育長訓令】

番 号 表 担当課名

2 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に

関する規程の一部を改正する訓令

徳島県告示第四百六十二号

とおり告示する。 く特定施設の設置の許可の申請があったので、 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ 同条第四項の規定により、 その概要を次の

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請の概要

申請者

日亜化学工業株式会社

所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

規定する廃ガス洗浄施設 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号ホに

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、 関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホ ムペー ジにおいて公表する。

縦覧の期間及び場所

令和四年七月十二日から

令和四年八月二日まで

2

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県教育委員会規則第三号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次 のように定める。

四年七月十二日

委員会教育長 榊

教育職員免許に関 する 規則の)一部を改正する規則徳島県教育委員 魺

に改正する。 教育 職員免許 に関する規 鴚 (平成元年徳島県教育委員会規則第十号) \mathcal{O} 部を次 いのよう

六条の四第一項及び第六条の七第二号を除き、 法附則第八項又は法附 は 一 第二条第一項中 ただし、 部について、 授与権者が別に定める場合は、第二号から第七号までに掲げる書類 則 第十一項」に改め、 < 第二項、 附 則第八項 「第六条 」を削 本文又は b, の二第四項、 同 項に次 法附 崱 第十 のただし書を加える。 第六条の三第二項、 _ 項本文」を \mathcal{O} 全部 又

その提出を省略することができる。

三項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「(前号こ見官庁らずカ月門によい下この項において同じ。)又は同条第四項」を「第十六条第一項又は法第十六条の以下この項において同じ。)又は同条第四項」を「第十六条第一項又は法第十六条の 第六号とし、 及び同条第六項第六号中「規定する」を「掲げる」に改め、 規定する」を「の表に定める」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「(前号に規定 二項において準用する法第十六条の二第二項」を「第十 号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同条第四項中「第十七条第一項又は同条第 号とし、第六号を第五号とし、 普通免許状に係るものを除く。 十六条の二第一項若しくは第二項(法第十六条の 中「について」を「その他授与権者が別に定める者について」 ものを除く。)」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、 項第四号を削り、 規定する」を「及び第三号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、 し、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、 する有効期間が満了 八項又は法附則第十一項に定める資格を有すること」に改め、 「場合」の下に「その他これに類する場合」を加え、 規定する」を「掲げる」に を「附則第二条各項の」に改め、同項第二号中「附則第二条第一項、 則第二条第三項の規定により願い出ようとする者にあ 規定する」を 第二条第一項第二号中 を削り、 同項第八号中「第五号までに規定する」 \neg 同項第五号中「(前号に規定する有効期間が満了 別表第二又は別表第二の二」を「から別表第二の二まで」に改 則第二条各項に定める」に改め、 した普通免許状に係るものを除く。 「基礎資格等」を「法別表第一から 改める。)」を削り、同号を同項第三号とし、 同項第七号中「から第四号までに規定する」を「及び第三 四第四項にお を「第四号までに掲げる」に改 同項第三号中「平成十 同号を同項第七号とし、)」を削り、同号を同項第三号と っては、」 同項第七号中「から第四号ま 七条」に改め、同項第二号中「に 同条第七項中「附 別表第二の二ま に改め、 1 同項第三号中「若しく て準用する場合を含 を削り、 した普通免許 同項中第五号を第四 同条第五項第六号 同条第三項中 で、 項又は第三項 同 項第六号中 則第二条の 同条第二項 状に 第七号を Ē 、は第 でに した 四第 む。 係る 8

第三条第一項に次 のただし書を加える。

その提 者が別 出を省略することが 定める場合は、 第二号から第八号までに掲げ できる。 る書 類 \mathcal{O} 全部 V

「又は 附則第五項、 法附 則第九項若しく は を \neg 法附 則第五

する。 中「から第四号までに規定する」を「及び第三号に掲げる」に改め、 十七条」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第二号」を「前号」に改め、「及び二項中「第十七条第一項又は同条第二項において準用する法第十六条の二第二項」を「第 第七号とし、 り、同号を同項第四号とし、 格」に改め、 前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るもの」を削り、同号を同項第三号と 項の表、法附則第九項の表、 「資格」に改め、 同項中第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、 「場合」の下に「その他これに類する場合」を加え、 同項第九号中「から第五号までに規定する」を「及び第四号に掲げる」に改 同項第四号を削り、同項第五号中「第三号」を「前号」に、 「及び前号に規定する有効期間が満了した普通免許状に係るもの」を削 同項中第六号を第五号とし、 しくは」を「表又は」に、 同号を同項第八号とし、 第七号を第六号とし、第八号を 同号を同項第八号と 「所要資格」を 「所要資格」を 同項第九号 同条第

」を「掲げる」に改める。 第四条第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」 に改 め、 同項第九号中 「規定する

第一項」を「第十七条」に改める。 第五条第一項中「第五条第六項」 を「第五条第五項」 に改 め、 同条第二項中 「第十七条

第六条第二項第三号中「所要資格」を「資格」 に改め る。

第六条の二から第六条の七までの規定を削る。

十二号までを一号ずつ繰り上げる。 を除く。)」を削り、 」を「第二条第一項」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「第二条第一項前段」を 「第二条第一項」に改め、「(前号に規定する有効期間が満了 第十条各号列記以外の部分及び同条第二号から第五号までの規定中「第二条第一項前 同号を同条第六号とし、 同条中第八号を第七号とし、 した普通免許状に係るもの 第九号から第

第一項の表」に、「同表の」を「施行法第二条第一項の表」に改める。 第十一条中「第二条第一項前段」を「第二条第一 項」 に、 「同法の」 を 「施行法第二条

四条第二項中「第二条第一項前段」を「第二条第 一項」に改 がある。

別表第五 中 掲げ 管理栄養士学校指定規則別表 Ŋ 教育内容に係る科目 舥 を

年文部省。 年厚生省 管理栄養 教育内容に係 令第 士学校指 10 $\widehat{\pi}$ Ø 科目 定規則 別表

(昭和 4 \vdash

に改める。

第1に掲げ

様式第十号の五 か ら様 式第十号の十三までの 様式を削 る。

この 規則 は、則 公布 0 日 か ら施行する。

徳島県教育委員会教育長訓令第二号

庁 中 一 般

各 教 育 機 関

に定める。 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のよう

令和四年七月十二日

徳島県教育委員会教育長 榊 浩

教育長訓令第二号) 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令 の一部を次のように改正する。

削る。 第五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り上げ、 年文部省令第二十六号)を、 五条第七項」を「第五条第六項」に改め、同項中第五号から第七号までを削り、第八号を 例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)を」を削り、 別表第二教職員課の表第九項中「、 「平成十九年改正法」とは教育職員免許法及び教育公務員特 「規則」とは教育職員免許法施行規則 第十二号から第十七号までを 同項第二号中「第 (昭和二十九

号) 別表第二特別支援教育課の表第十項中「をいう」を をいう」に改める。 「(昭和二十九年文部省令第二十六

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- る事務の決裁等については、 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律 附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の返納 なお従前の例による。 (令和四年法律第四十号 に関